

改善報告書

令和6年7月22日

1. 大学名：岩手保健医療大学

2. 認証評価実施年度：令和5年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：1-1

○設置基準に定められている人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を教育目的として学生便覧などに明示しているが、学則などに定めていないことは改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目1-1について

岩手保健医療大学学則第1条において、人材養成を具現化するための教育目的を定め、令和6年6月26日教授会審議・了承を経て、7月17日理事会審議・了承により改定を行い、令和6年8月1日施行とした。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目1-1の資料

- ・1-1-01 岩手保健医療大学学則
- ・1-1-02 岩手保健医療大学学則 新旧対照表
- ・1-1-03 岩手保健医療大学第3回教授会議事録
- ・1-1-04 学校法人二戸学園理事会議事録（令和6年7月17日）

改善報告書

令和6年7月22日

1. 大学名：岩手保健医療大学

2. 認証評価実施年度：令和5年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○「岩手保健医療大学教授会規程」第3条第2項に定められている、教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する事項について、学長があらかじめ定め、周知していないことは改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する事項について、岩手保健医療大学教授会規程第3条において、学長が別に定める旨を規定し、「学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項について」を学長裁定により定めた。

なお、岩手保健医療大学教授会規程については、令和6年6月26日教授会審議・了承を経て、7月17日理事会審議・了承により改定を行い、令和6年7月17日施行とした。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

- ・4-1-01 岩手保健医療大学教授会規程
- ・4-1-02 岩手保健医療大学教授会規程 新旧対照表
- ・4-1-03 学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項について
- ・4-1-04 岩手保健医療大学第3回教授会議事録
- ・4-1-05 学校法人二戸学園理事会議事録（令和6年7月17日）